申　立　書

令和　　年　　月　　日

　私は、昭和・平成・令和　　　年　　月　　日にじん肺法第１５条第１項に基づく申請を行いましたが、その申請以降新たに粉じん作業に従事していないことに相違ありません。

　よって、最終粉じん事業場は、前回の申請当時と変わりありませんので、

　　　事業場名

　　　所在地(又は工事場所)

　　　工事名(建設業の場合)

に相違ありません。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名

岐　阜　労　働　局　長　殿